

# 子どもの権利条約

—子どもの権利とその実現—

(2024年5月12日)

弁護士 定者 吉人

## 歴史的経過

- 1924 ジュネーブ子どもの権利宣言
- 1948 世界人権宣言
- 1959 子どもの権利宣言
- 1966 人権規約(社会権規約と自由権規約)
- 1979(国際児童年) 子どもの権利条約の草案作成の検討開始
- 1989 子どもの権利条約

# ジュネーブ子どもの権利宣言

- 1 子どもは、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。
- 2 飢えた子どもは食物を与えられなければならない。病気の子どもは看病されなければならない。  
発達の遅れている子どもは援助されなければならない。  
非行を犯した子どもは更生させられなければならない。孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。

- 3 子どもは、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。
- 4 子どもは、生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならぬ。
- 5 子どもは、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。

# 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは子どもの権利(人権)に関する包括的な条約

1989年 国連総会で決議

1994年 日本、条約を批准し締約国となる。 158番目！

# 子どもの権利条約の骨子

- 1条 「18歳未満の人を子どもとする
- 2条から41条 一般原則、子どもの権利(人権)の内容及びそれぞれの権利について締約国がなすべき措置(施策)を具体的に詳細に明記
- 42条 締約国には、こどもにもおとなにも権利条約の原則と内容が広く知られるようにする義務がある
- 43条～45条 国連子どもの権利委員会への報告義務
- 46条～54条 参加の手続きなど

# 権利条約に書かれた権利と原則

- 1 市民的権利と自由 7, 8, 13－17
- 2 暴力を受けない権利 19, 24(3), 25, 28(2), 34, 37(a), 39
- 3 家庭環境の権利 9－11, 18(1)(2), 20, 21, 25, 27(4)

- 4 障害、健康、福祉に関する権利 6, 18(3), 23,  
24, 26, 27(1)–(3), 33
- 5 教育、休むこと、レジャーや文化的活動の権利 28— 31
- 6 特別な保護を受ける権利 22, 30, 32, 33,  
35, 36, 37(b)–(d), 38—40
- 7 一般原則 2, 3, 6, 12
- 8 その他の原則 5, 18, 41

# 権利に関する条文の書き方のパターン

## A 権利のみ

7, 8, 13–16, 37, 25, 26, 30, 31

## B 権利＋締約国のなすべきこと

24, 28, 20, 27, 18(3), 23, 31,  
32, 40

## C 権利の明記なし+締約国のなすべきこと

17, 19, 34, 39, 9–11, 21, 33,

29(1), 35, 36, 38

# 市民的権利と自由

- 7 氏名や国籍の権利、父母により養育される権利
- 8 国籍・氏名などを保持する
- 13 表現の自由
- 14 結社・集会の自由
- 15 内心の自由
- 16 プライバシーの権利
- 17 情報・資料の利用

# 子どもに対する暴力

- 19 暴力を受けない
- 24(3) 健康を害する伝統的な慣習
- 25 収容された子どもが収容について定期的なチェックを受ける権利
- 28(2) 学校のルールは子どもの権利条約に従うこと
- 34 性的搾取、性的虐待からの保護
- 37(a) 子どもに科する刑罰のありかた
- 39 非人道的な扱いなどの被害者の子どもの回復と社会復帰

# 家庭環境と代替養育

- 9 子どもは父母から分離されないが例外もある。
- 10 分離された子どもと父母の再統合
- 11 子どもの国外移送などの防止
- 20 子どもの家庭環境を確保される権利
- 21 養子縁組

# 障害、健康、福祉

- 18(3) 父母が働いている子どもの、放課後サービスを受ける権利
- 23 障害を有する子どもの権
- 24 健康の権利
- 26 社会保障から給付を受ける権利
- 27(1)–(3) 発達に必要な生活水準の権利
- 33 薬物使用からの保護

# 教育、休む、リクレーション活動をしたり、文化的 生活や芸術に参加する権利

- 28(1) 教育を求める権利
- 29(1) 教育が志向すべき内容
- 31 休む、遊ぶ、リクレーションをする、文化  
的に生活をし、芸術に参加する権利

# 特別な保護

- 22 難民の立場にある子どもの保護
- 30 少数民族や先住民である子どもの保護
- 32 経済的に搾取されている子どもの保護
- 35 誘拐され、売買され、取引される子どもの保護
- 36 すべての搾取からの保護
- 37(b)ー(d) 裁判を受ける子どもの権利
- 38 武力紛争下にある子どもの保護
- 40 犯罪にかかわった子どもの処遇と社会復帰の権利

# 一般原則

- 2 差別されない
- 3 子どもの最善の利益を優先的に
- 6 生命への固有の権利
- 12 思いや願いを自由に述べる権利

## その他の原則

- 5 父母等が子どもに適切な指示・指導等を行う責務等
- 18 父母の子どもに対する責任と国の父母への援助
- 29(2) 個人や団体の、教育機関を設置管理する自由
- 41 子どもの権利の実現に一層役立つ法律などは有効

# 締約国の、条約実現義務と 子どもの権利委員会への報告義務

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、  
すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

## 4条

締約国は、5年ごとに、子どもの権利委員会に対し、締約国による権利条約の実現状況について報告書を提出する義務がある。44条(1)

## 国連子どもの権利委員会による報告書の審査

子どもの権利委員会は締約国から提出された報告書の審査を行い、最終所見を発表する。

最終所見には、国連子どもの権利委員会の各権利の解釈や権利実現の方策が、明らかにされている。

# 子どもの権利実現のため、最終所見を活用する

日本の報告書についての国連子どもの権利委員会の最終所見をしっかり読むことで  
日本で子どもの権利条約を実現するヒントを得ることができる

# これまでの日本の報告書の審査と最終所見

第1回 日本語 英語

第2回 日本語 英語

第3回 日本語 英語

第4回・第5回 日本語 英語

(日弁連 国連子どもの権利委員会 報告書審査)

## 第4回・第5回の最終所見の、2ページ以下の「実施に関する一般的措置」を検討する

- 法律：特に包括的な法律が必要
- 施策：十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられた、当該政策のための包括的な実施戦略
- 調整：部門横断的に、また国、広域行政圏、地方のレベルで
- 予算の策定
- データ収集
- 子どもの権利の促進と保護のための国内機関

## (続き)

- 子どもの権利の促進と保護のための独立の監視機関
- 子どもの権利の普及、意識啓発、研修
- 市民社会との協力
- ビジネスセクターの義務

# 子どもが権利を実現するプロセスの例

- 子どもが、自分に権利があることを知る
- 子どもが、自分の権利が侵害され、あるいは実現されていないことに気づく
- 子どもが、自分の権利を実現(権利侵害の防止と回復、権利の実現)するための手続きや方法を知る
- 子どもが、自分の権利実現に必要な助けやリソースにアクセスする。
- 子どもが、権利実現のための手続きや方法を実行する

# 子どもの権利実現を支える 独立子どもアドボケイト

- 子ども権利条約を子どもにも大人にも広める
  - 権利条約 42条
  - こども基本法 15条
- 子どもに権利実現のための方法を知らせる
- 子どもが権利実現をする際、相談に乗る
- 子どもと共に、または子どもの声のマイクになって、子どもの権利主張(権利侵害の防止と回復、権利の実現)を支える
  - 子どもの権利条約 12条
  - こども基本法 3条3号と4号